

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第三十八号

一九五九年

五月十二日

目次	ページ
建築基準法の一部を改正する立法(立法第五十七号)	1
気象業務法の一部を改正する立法(立法第五十八号)	2
計画法の一部を改正する立法(立法第五十九号)	2
学校教育法の一部を改正する立法(立法第六十号)	2
告示	
石垣市都市計画区域の決定について(告示第五十号)	3
那覇都市計画交通広場の決定について(告示第五十一号)	3
一九五九年度那覇都市計画電網建設事業の認可について(告示第五十二号)	3
那覇都市計画細都街路の決定について(告示第五十三号)	3
那覇都市計画公園指定地の決定について(告示第五十四号)	3

那覇都市計画文教地区指定地の決定について(告示第五十五号)	3
那覇都市計画事業の認可について(告示第五十六号)	3
那覇都市計画埋立面積の変更決定について(告示第五十七号)	4
保母試験の実施について(告示第五十八号)	4
建設業者(萬元組外六)の登録抹消について(告示第五十九号)	4
建設業者(知花組)の登録抹消について(告示第六十号)	4
訓令	
高等弁務官布令第十八号「暫定借地権の取得」及び高等弁務官布令第二十号「賃借権の取得について」並びに琉球列島内の不動産に係る業務についての合意に基づく行政主席の権限委任の一部を改正する訓令(訓令第十六号)	4

高等弁務官布令第十八号「暫定借地権の取得」及び高等弁務官布令第二十号「賃借権の取得について」並びに琉球列島内の不動産に係る業務についての合意に基づく行政主席の権限委任の一部を改正する訓令(訓令第十七号)	4
経済局職員日額旅費支給規程(訓令第十八号)	4
内政局事項	
保樹倉庫(沖縄日野デューセル自動車株式会社)の許可期間の更新について(内政局告示第八号)	8
辞令	
人事委員会	
治安裁判所	
公告	
肥料登録公告	19
登記公告(コザ登記所)	19
立法	
立法院の議決した建築基準法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。	
一九五九年五月十二日	
行政主席 当閣 重剛	

立法第五十七号
建築基準法の一部を改正する立法

建築基準法(一九五二年立法第六十五号)の一部を次のように改正する。
第五十六条第六項中「千円」を「八ドル」に改める。
第二十六条各号列記以外の部分中「小屋組を除く」を削る。
第三十四条に次の一項を加える。
2 前項に規定する建築材料の品質の試験又は検査を受けようとする者は、四十五セントをこえ四ドルをこえない金額の納付金において規則で定める額を、政府に納入しなければならない。
第四十条第二項を次のように改める。
2 都市計画として決定して行政主席の認可を受けた計画道路(第三十八条第一項第四号に該当するものを除く。)内においては、左の各号に該当する建築物で、容易に移転し、又は除却することができるものでなければ、建築してはならない。
一 階数が二以下で、且つ、地階を有しないこと。
二 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
第五十一条第三項第一号を次のように改める。
一 商業地域内で、且つ、準防火地域内にある建築物で、主要構造部

が耐火構造のもの又は商業地域外で、且つ、防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの第五十一条に次の二項を加える。

4 建築物の敷地が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部がそれぞれ第五十七条、第五十九条及び第六十条又は第五十八条から第六十条までの規定に適合するものであるときは、当該建築物がそれぞれ防火地域内又は準防火地域内にあるものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が、第五十七条、第五十九条及び第六十条の規定に適合するものであるときは、防火地域内にあるものとみなし、その他るときは準防火地域内にあるものとみなし、それぞれ第一項から第三項までの規定を適用する。

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「三十メートル」を「三十一メートル」に改める。

第八十一条第四項中「博覧会建築物」の下に、仮設店舗を加え、同条第五項中「二月をこえ六月以内の期間」の下に「(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該建物の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁

が当該工事の施工上必要と認める期間)」を加える。

第九十三条中「三万円」を「二百五十ドル」に改める。

第九十四条中「一万五千円」を「百三十ドル」に改める。

第九十五条中「三千円」を「二十五ドル」に改める。

附 則
1 この立法は、公布の日から施行する。

2 この立法施行の際現に、第五条の規定により当該建築物について確認の申請書を提出し、それについて建築主事の確認を受けた第二十六条に規定する特殊建築物については、第二十六条の改正規定は、適用しない。

立法院の議決した気象業務法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九五九年五月十二日

行政主席 当閣 重剛

立法第五十八号

気象業務法の一部を改正する立法

気象業務法(一九五五年立法第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第五項中「琉球放送局」を「放送局」に改め、同条第三項及び第四項をそれぞれ次のように改める。

3 第一項の通知を受けた琉球電信電話公社の機関は、直ちにその通知さ

れた事項を関係市町村長に通知するように努める外、航行中の船舶に周知させるように努めなければならない。

4 第二項及び前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

第三十三条中「二千円」を「十六ドル五十セント」に、「三万円」を「二百五十ドル」に改める。

第四十五条及び第四十六条中「二万円」を「百七十ドル」に改める。

第四十七条中「一万円」を「八十五ドル」に改める。

第四十八条中「三千円」を「二十五ドル」に改める。

附 則

この立法は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公衆電気通信法(一九五九年立法第二十三号)の施行の日から施行する。

立法院の議決した計量法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九五九年五月十二日

行政主席 当閣 重剛

立法第五十九号

計量法の一部を改正する立法

計量法(一九五三年立法第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。

附則第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十四条 第八条第一項ただし書の規定は、規則で定める計量については、一九六六年三月三十一日以前において規則で定める日まで、その効力を有する。

附 則
この立法は、公布の日から施行し、一九五九年一月一日から適用する。

立法院の議決した学校教育法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九五九年五月十二日

行政主席 当閣 重剛

立法第六十号

学校教育法の一部を改正する立法

学校教育法(一九五八年立法第三号)の一部を次のように改正する。

第八十九条中「四千円」を「三十ドル」に改める。

第九十条中「一千円」を「八ドル」に改める。

第九十一条中「四百円」を「六ドル」に改める。

第九十二条中「二千円」を「十五ドル」に改める。

附 則
この立法は、公布の日から施行する。

告 示

告示第五十号

0382

告示第百五十七号

那覇都市計画区域立面積を次のとおり変更決定する。

番号	従来の計画面積	変更面積	場所
5	六三、四七一平方米	二二四、八七〇平方米	奥武山裏

一九五九年五月十二日

行政主席 当閣 重剛

告示第百五十八号

児童福祉法施行規則（一九五四年規則第三十四号）第六十条により保母試験を次のとおり実施する。

一九五九年五月十二日

行政主席 当閣 重剛

一、願書の受付期間

自 五月十日

至 五月二十二日

毎日午前八時から午後五時まで。ただし、土曜日は正午までとする。

二、試験の場所

那覇地区

コザ地区 (福祉会館)

名護地区 (名護福祉事務所)

宮古地区 (宮古福祉事務所)

八重山地区 (八重山福祉事務所)

三、試験期日 三十一日、の二日間

四、試験時間 午前九時から午後四時まで

五、試験科目

- 1 社会福祉事業一般
- 2 児童福祉事業概論
- 3 児童心理学及び精神衛生

六、手続

1 提出書類

願書（社会局指定）、履歴書、戸籍抄本、写真（一葉、最近三カ月以内のもの手形型）、受験資格を証明する書類、願書の提出先

社会局福祉課（福祉事務所経山）

3 携帶品 筆記具、昼食

七、受験資格

児童福祉法施行規則第六十一条各号該当者

告示第百五十九号

建設業法（一九五五年立法第二十三号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、一部建設業者の登録を左記のとおり抹消した。

一九五九年五月十二日

行政主席 当閣 重剛

記

登録番号	登録年月日	商号又は名称	営業所の所在地	代表者氏名	登録抹消年月日
(イ) 410	一九五七年四月二十九日	嵩元組	コザ市字園田八五二番地	嵩元 盛一	一九五九年四月二十九日
411	"	丸新建設	南風原村宮城四九番地	新垣金太郎	"
412	"	石嶺組	平良市字西原三〇の一番地	石嶺 良辰	"
413	"	小渡組	喜納村喜手納	小渡 克一	"
414	"	金城組	宮野村字普天間五九五番地	金城 盛昌	"
415	"	善市組	北中城村字安谷屋二一四六番地	玉城 善市	"
416	"	喜友名組	コザ市字上地四〇三番地	喜友名朝賢	"

告示第百六十号

建設業法（一九五五年立法第二十三号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、一部建設業者の登録を左記のとおり抹消した。

一九五九年五月十二日

行政主席 当閣 重剛

訓令

訓令第十六号

法務局長 崎間 敏勝

法務局次長 久貝 良順

高等弁務官布令第十八号「暫定借地権の取得」及び高等弁務官布令第二十号「賃借権の取得について」並びに琉球列島の不動産に係る業務について

の合意に基く行政主席の権限委任の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九五九年五月十二日

行政主席 当閣 重剛

高等弁務官布令第十八号「暫定借地権の取得」及び高等弁務官布令第二十号「賃借権の取得について」並びに琉球列島の不動産に係る業務について

題名を次のように改める。

高等弁務官布令第二十号「賃借權の取得について」に基く行政主席の權限委任

本文中「高等弁務官布令第十八号

「暫定借地権の取得」(一九五九年一月三日)第九項及び一を削り、「第十條」を「第八條」に改める。

附
則

この訓令は、公布の日から施行し、
一九五九年三月十七日から適用する。

訓令第十七号

軍用地關係
事務所長
具志堅興榮

高等弁務官布令第十八号「暫定地権の取得」及び高等弁務官布令第二十号「賃借権の取得について」並びに琉球列島内の不動産に係る業務についての合意に基く行政主席の権限委任の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九五九年五月十二日

行政主席
當間
重剛

高等義務官布令第十八号「暫定地権の取得」及び高等義務官布令第二十号「賃借権の取得について」並びに琉球列島内の不動産に係る業務についての合意に基づく行政主席の権限委任の一部を改正する訓令

高等并務官布令第十八号「暫定借地
権の取得」及び高等并務官布令第二十

号「賃借権の取得について」並びに琉球列島の不動産に係る業務についての合意に基く行政主席の権限委任（一九五九年訓令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等弁務官布令第十八号及び高等弁務官布令第二十号の規定に基く行政主席の権限の移任

附
則

この訓令は、公布の日から施行し、
一九五九年三月十七日から適用する。

訓令第十八号

經濟局
所管各片

琉球政府公務員等の旅費に関する立法（一九五三年立法第七十八号）第十二条の規定に基き、経済局職員日額旅費支給規程を次のように定める。

一九五九年五月十二日

行政主席 當間 韋剛

經濟局職員日額旅費支給規程

(規程の適用)

第一条 経済局職員が公務のため、旅行する場合の日額旅費の支給に關しては、琉球政府公務員等の旅費に關する立法（一九五三年立法第七十八号）以下「法」という。）及び琉球政府公務員等旅費支給規則（一九五三年規則第百二十一号）に定めるもの

の外の規程の定めるところによる。

第二條 法第十六條第十二項及民法第

支給を必要とする旅行及び支給額、支給条件、支給方法は次のとおりとする。

旅行内容	宿泊し ない場合	支給条件	支給方法
一、森林経営 案編成及び 森林土木設 計のため測 量調査並び に土木常識 工事の現場 監督のため の旅行	二ドル 五〇セ ント	一、当該用務地に宿泊したとき	一、当該用務地に到着した日の翌日から当該用務地を出発した日の前日までを日数として支給する。 二、当該旅行が引き続き長期にわたるものである場合に於いて、日額旅費支給の対象となる日数は三十日をこえるときは、そのこえる日数について定額の二割、日額旅費支給の対象となる日数は九十日をこえるときは、そのこえる日数について定額の三割に相当する金額をそれぞれ相対する金額から減じた額を支給する。
一、造林土木 実行収獲調 査及び巡視 のための旅 行	二ドル 五〇セ ント	一、当該旅行所職員について支給する場合 二、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する 三、当該営林所の管轄区域内の旅行であること	一、前二に同じ 二、前二に同じ 三、前二に同じ 四、担当区職員が在勤地の内泊を要しない場合は、上欄の日額を支給しない。トを支給する。
	十七セ ント	二、当該旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合、半額とする。	政府所有の車輛を利用した場合、半額とする。

四、開拓地の生活保健指導		三、土地改良事業及び開拓地の基本施設の調査測量、工事施工及び現場監督、耕地施設工事の現場監督並びに建設機械による土木事業の施行		二、土地改良事業及び開拓地の基本施設の調査測量、工事施工及び現場監督、耕地施設工事の現場監督並びに建設機械による土木事業の施行		一、土地改良事業及び開拓地の基本施設の調査測量、工事施工及び現場監督、耕地施設工事の現場監督並びに建設機械による土木事業の施行	
二〇セ	五〇セ	一ドル	二ドル	二〇セ	二〇セ	二〇セ	二〇セ
一日五時間以上開拓地勤務したときに支給する。	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、四級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。
旅行日数に応じて支給する。		3、同一地域に滞在し、前項の滞在日数から除算する。ただし、日帰り旅行についてはこの限りでない。	1、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 2、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 3、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。	1、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 2、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 3、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。	1、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 2、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 3、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。	1、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 2、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 3、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。	1、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 2、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。 3、当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。
六、漁業取締及び監視艇の利用その他の用務		五、漁場調査及び捕鯨監督のための旅行		四、開拓地の生活保健指導		三、土地改良事業及び開拓地の基本施設の調査測量、工事施工及び現場監督、耕地施設工事の現場監督並びに建設機械による土木事業の施行	
二五セ	二五セ	二五セ	二五セ	二〇セ	二〇セ	二〇セ	二〇セ
1、監視艇を利用すること。 2、当該旅行が水路五キロメートル以上八時間以上継続するとき。	1、監視艇を利用すること。 2、当該旅行が水路五キロメートル以上八時間以上継続するとき。	1、監視艇を利用すること。 2、当該旅行が水路五キロメートル以上八時間以上継続するとき。	1、監視艇を利用すること。 2、当該旅行が水路五キロメートル以上八時間以上継続するとき。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。	1、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときに支給する。 2、三級職の行政職職員(一般事務職及び非常勤職員)に支給する。
当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。		当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。		当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。		当該旅行が引続き、前項の日数に達するまで支給する。	

業改良普及 員、生活改 良普及員、 及び蚕糸主 事の担当区 内での旅行	二 ド ル	公務上の必要又は天災 その他やむを得ない事 情により担当区内の本 島で宿泊したときに支 給する。	政府所有の車両を利用した 場合は、半額とする。
十一、臨時蚕 業指導員の 担当区内で の旅行	五 八 セ ン ト	当該旅行が行程十六キ ロメートル以上又は引 き続き八時間以上のと き。	21、右に同じ は、八重山地区にあつて は、行程十六キロメー トル以上三〇キロメー トル以上引き続き八時間以上 のときは五八センチト れ以上の場合九六センチ を支給する。
十二、植物検 疫所職員 の旅行	二 五 セ ン ト	担当区一市町村の場合 であること。	政府所有の車両を利用した 場合は、半額とする。
十三、動物検 疫所職員 の旅行	五 〇 セ ン ト	兼務の場合であること。 養蚕地帯の離島を含む 担当区の場合であるこ と。	同 右
十四、動物検 疫所職員 の旅行	一 七 セ ン ト	当該旅行が引き続き五 時間以上八時間未満の とき。	同 右
十五、動物検 疫所職員 の旅行	二 五 セ ン ト	当該旅行が引き続き八 時間以上のとき。	同 右

[illegible]

防犯対策協議会委員を命ずる 法務局長 崎岡 敏勝	防犯対策協議会設置規程第三条により 防犯対策協議会委員を命ずる 上訴裁判所事務局長 古堅 宗徳	防犯対策協議会設置規程第三条により 防犯対策協議会委員を命ずる 吉川 ツル	防犯対策協議会設置規程第三条により 防犯対策協議会委員を命ずる 外間 新明	防犯対策協議会設置規程第三条により 防犯対策協議会委員を命ずる 大山 朝常	防犯対策協議会設置規程第三条により 防犯対策協議会委員を命ずる 仲村 兼信	防犯対策協議会設置規程第三条により 防犯対策協議会委員を命ずる 日給二弗八仙を給する 労働局長 比嘉 善雄	防犯対策協議会設置規程第六条により 防犯対策協議会専門委員を命ずる 課長 白川 英男	防犯対策協議会設置規程第六条により 防犯対策協議会専門委員を命ずる 課長 護得久朝俊	防犯対策協議会設置規程第六条により 防犯対策協議会専門委員を命ずる 主事 清村 英珍
防犯対策協議会設置規程第六条により 防犯対策協議会専門委員を命ずる 池原 早苗	防犯対策協議会設置規程第六条により 防犯対策協議会専門委員を命ずる 日給二弗八仙を給する 平敷 静男	防犯対策協議会設置規程第六条により 防犯対策協議会専門委員を命ずる 日給二弗八仙を給する 親川 栄助	防犯対策協議会設置規程第六条により 防犯対策協議会専門委員を命ずる 日給二弗八仙を給する 当間 賢助	防犯対策協議会設置規程第六条により 防犯対策協議会専門委員を命ずる 日給二弗八仙を給する 一九五九年一月一日 主事 池間 武福	八重山海難審判委員会委員を解く 一九五九年二月十日 授手 大城 秀夫	防犯対策協議会委員を命ずる 瑞慶覧長仁	防犯対策協議会委員を命ずる 瑞慶覧長仁	防犯対策協議会委員を命ずる 吉元 栄真	防犯対策協議会専門委員を命ずる 親川 仁助
防犯対策協議会専門委員を解く 防犯対策協議会専門委員 又吉 正雄	防犯対策協議会専門委員を解く 一九五八年二月二十八日 土地借賃評価委員会委員 大山 朝常	一九五九年三月六日 衛生検査官 比嘉 定三	一九五九年三月十日 医療保険制度創設審議会委員 仲村 隆夫	一九五九年三月二十三日 照屋 善助	医療保険制度創設審議会規程第六条により 医療保険制度創設審議会委員を委 嘱する 日給二弗五十仙を給する 一九五九年三月二十四日 船越 倫友	一九五九年三月二十七日 日給式弗九拾貳仙を給する 山城 里知	海難審判委員会規則第四条により八重 山海難審判委員会委員を委嘱する 日給二弗八仙を給する 一九五九年三月二十八日	医療保険制度創設審議会委員 山田 之朗	医療保険制度創設審議会委員 山田 之朗
一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅	一九五九年三月三十日 大城 毅

願により本職を免する 主事 大城 龜吉	願により本職を免する 主事補に任ずる 大城 廣吉	願により本職を免する 主事補に任ずる 大城 政子	願により本職を免する 主事補に任ずる 平良 節子	願により本職を免する 主事補に任ずる 知花 広	願により本職を免する 主事補に任ずる 宮城 初子	願により本職を免する 主事補に任ずる 上原 孝子	願により本職を免する 主事補に任ずる 上原 広子	願により本職を免する 主事補に任ずる 加島 静子	願により本職を免する 主事補に任ずる 照屋 静子	願により本職を免する 主事補に任ずる 宮城 信子	願により本職を免する 主事補に任ずる 渡名喜和栄	願により本職を免する 主事補に任ずる 前田 シゲ	願により本職を免する 主事補に任ずる 真栄田淑子	願により本職を免する 主事補に任ずる 山城 敏一	願により本職を免する 主事補に任ずる 吉田 勝衛
一九五九年三月三十一日 衛生労働省 喜納 貞子	那覇保健所勤務を命ずる 書記 平良のぶ子	那覇税務署勤務を命ずる 阿波根昌輔	主事補に任ずる 六級一号給を給する 内政局管財課勤務を命ずる 書記 洲録八重子	主事補に任ずる 六級一号給を給する 宮古保健所勤務を命ずる 仲村盛二郎	主事補に任ずる 六級一号給を給する 又吉 永哲	主事補に任ずる 七級一号給を給する 那覇税務署勤務を命ずる 大城 盛守	主事補に任ずる 六級一号給を給する 友利 恵光	主事補に任ずる 六級一号給を給する 大城 安秀	主事補に任ずる 六級一号給を給する 与那原良久	主事補に任ずる 六級一号給を給する 島袋真代治	主事補に任ずる 六級一号給を給する 宇良 宗輝	主事補に任ずる 六級一号給を給する 宇良 宗輝	主事補に任ずる 六級一号給を給する 宇良 宗輝	主事補に任ずる 六級一号給を給する 宇良 宗輝	主事補に任ずる 六級一号給を給する 宇良 宗輝
経済局管財課勤務を命ずる 技手 仲嶺 立	工務交通局土木課勤務を命ずる 主事補 石嶺 昇	主事に任ずる 十級一号給を給する 社会局庶務課勤務を命ずる 主事補 古堅 玄祥	郵便集配員に任ずる 八級六号給を給する 宮古中央郵便局勤務を命ずる 伊計 雄光	郵便集配員に任ずる 四級五号給を給する 宮古中央郵便局勤務を命ずる 金城 吉雄	郵便集配員に任ずる 三級五号給を給する 大宜味郵便局勤務を命ずる 志喜屋一陽	技手補に任ずる 四級一号給を給する 宮古工務出張所勤務を命ずる 技師 西平 賀表	主事に任ずる 十級三号給を給する 労働局職業安定課勤務を命ずる 主事 西平 賀表	労働局職業安定課失業対策係長を命ずる 主事 熱田 昌一	労働局庶務課勤務を命ずる 主事 熱田 昌一	労働局庶務課係長を命ずる 主事 熱田 昌一	労働局庶務課係長を命ずる 主事 熱田 昌一	労働局庶務課係長を命ずる 主事 熱田 昌一	労働局庶務課係長を命ずる 主事 熱田 昌一	労働局庶務課係長を命ずる 主事 熱田 昌一	労働局庶務課係長を命ずる 主事 熱田 昌一
主事補 伊地 朝晨	沖繩実務学陳勤務を命ずる 技師 前田 光保	船長に任ずる 十級五号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 看護助教 糸満ツル子	看護助教に任ずる 八級一号給を給する 沖繩看護学校勤務を命ずる 看護教師 蘇 スヤ子	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 照屋 寛源	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 幸地 哲秀	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 嘉手苅喜一	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 比嘉 盛光	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 謝花 良慶	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 神山 祥男	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 玉城 邦彦	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 仲本 正男	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 仲本 正男	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 仲本 正男	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 仲本 正男	主事補に任ずる 十級一号給を給する 宮古統計調査事務所勤務を命ずる 統計補佐官 仲本 正男

七級一号給を給する 企画統計局企画調整課勤務を命ずる 比嘉 勇	十一級二号給を給する 技手 許山 重憲	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 小波藏政行	技手に任ずる 七級一号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 比嘉 森広
統計補佐官に任ずる 七級一号給を給する 企画統計局統計基盤課勤務を命ずる 比嘉 親紀	技手に任ずる 十級五号給を給する 琉球気象台勤務を命ずる 技師 許山 重憲	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 原 実	技手に任ずる 七級四号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 看護婦 上原カズ子
統計補佐官に任ずる 七級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 奥平 吉弘	給仕に任ずる 一級一号給を給する 八重山税務署勤務を命ずる 新垣 世治	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 原 実	技手に任ずる 七級四号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 看護婦 大城ルリ子
統計補佐官に任ずる 七級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 書記 真栄城ミヨ子	技手補に任ずる 四級五号給を給する 那覇中央電報局勤務を命ずる 書記 祝嶺 春次	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 原 実	技手に任ずる 七級四号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 看護婦 高良 健
主事補に任ずる 六級一号給を給する 那覇中央郵便局勤務を命ずる 田端 辰夫	主事補に任ずる 六級一号給を給する 軍用地関係事務所勤務を命ずる 仲地千代子	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 原 実	技手に任ずる 七級四号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 看護婦 高良 健
医師に任ずる 十五級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる 田端 辰夫	書記に任ずる 四級一号給を給する 法務局庶務課勤務を命ずる 友利 学	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 原 実	技手に任ずる 七級四号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 看護婦 高良 健
那覇病院院長を命ずる 書記 神里 興春	主事補に任ずる 六級一号給を給する 沖縄土地事務所勤務を命ずる 書記 徳里 勇夫	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 原 実	技手に任ずる 七級四号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 看護婦 高良 健
普天間登記所勤務を命ずる 統計補佐官 伊波寛太郎	主事補に任ずる 六級一号給を給する 社会局業務課勤務を命ずる 桃原 正賢	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 原 実	技手に任ずる 七級四号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 看護婦 高良 健
企画統計局統計調査課世帯調査係長を命ずる 統計官 伊波寛太郎	土地借貸安定法第四条により土地借貸評価委員会委員に任命する 桃原 正賢	技手に任ずる 七級一号給を給する 工務交通局土木課勤務を命ずる 原 実	技手に任ずる 七級四号給を給する 首里治安検査局勤務を命ずる 看護婦 高良 健
技師 与座 朝雄			

願により本職を免する 書記 玉城 哲弥 願により本職を免する 一九五九年四月三日 書記 崎浜 秀義 主事補に任する 六級一号給を給する 大宜味登記所勤務を命する 一九五九年四月四日 看護婦 名嘉原恵美子 願により本職を免する 看護婦 与那嶺藤子 願により本職を免する 看護婦 大城八重子 願により本職を免する 一九五九年四月六日 通信士に任する 四級五号給を給する 那覇中央電報局勤務を命する 通信士に任する 四級五号給を給する 那覇中央電報局勤務を命する 技手補 大城 雄洋 六級一号給を給する 南部工務出張所勤務を命する 労働者災害補償審査会公益委員 労働者災害補償審査会公益委員を解く 一九五九年四月七日 幸地 成憲 労働基準法第八十四条により労働者災	労働者災害補償審査会公益委員を委嘱する 労働者災害補償審査会公益委員 幸地 成憲 労働者災害補償審査会々々長を命する 日給一弗九二仙を給する 書記 具志堅興盛 願により本職を免する 徴税官 仲村 元昭 願により本職を免する 一九五九年四月八日 技手 大城 晃 主事に任する 主事補 比嘉 精華 主事に任する 中級五号給を給する 社会局庶務課勤務を命する 社会局庶務課課長を命する 主事 比嘉 精華 書記 村吉 政時 看護病院勤務を命する 看護婦 渡慶次 勇 看守に任する 四級五号給を給する 沖縄州務所勤務を命する 課長 古堅文太郎 駐日代表に任する 十三級三号給を給する 駐日代表事務所勤務を命する 駐日代表 知念 融 十五級一号給を給する 技手に任する 七級一号給を給する 大城 晃	工務交通局土木課勤務を命する 浦添千代子 書記に任する 四級一号給を給する 那覇中央郵便局勤務を命する 真栄城玄華 書記に任する 四級五号給を給する 平安座郵便局勤務を命する 比嘉 由照 書記に任する 四級一号給を給する 工務交通局勤務課勤務を命する 森山 賢一 書記に任する 四級一号給を給する 工務交通局勤務課勤務を命する 宮城 良光 書記に任する 四級一号給を給する 工務交通局郵便経理課勤務を命する 立津 ツユ 洗濯婦に任する 一級一号給を給する 宮古療養所勤務を命する 佐久川ツル子 作業人に任する 一級一号給を給する コサ保健所勤務を命する 平良美作子 公衆衛生看護婦に任する 六級三号給を給する 八重山保健所勤務を命する 書記 野村 安清	主事補に任する 六級五号給を給する コサ郵便局勤務を命する 一九五九年四月十一日 検査事務官 慶留間知敬 首里治安検査庁勤務を命する 次長 当路 由盛 経済局長西銘順治管内出張不在中同局長代理を命する 主事 大浜 孫康 軍用地関係事務所業務課長を命する 比嘉 栄 琉球政府公務員法第二十七条により臨時職員に任用する 技手補に任する 四級一号給を給する 南部営林所勤務を命する 城田 世達 主事に任する 十級一号給を給する 琉球保護観察所勤務を命する 主事 城田 世達 犯罪者予防更生法第十三条により保護観察官を命する 主事補 山入端嘉徳 主事に任する 十級一号給を給する 軍用地関係事務所勤務を命する 主事 山入端嘉徳 軍用地関係事務所庶務課長を命する 一九五九年四月十三日 技師 古武 進 社会局公衆衛生課勤務を兼ねて命する 書記 比嘉 辰雄
--	---	---	--

名護登記所勤務を命ずる 巡回裁判所判事 能山 宗徳 巡回裁判所上席判事奥島憲雄管外旅行不在中巡回裁判所上席判事代理を命ずる 佐和田チヨ	榮養士に任ずる 六級一号給を給する 宮古療養所勤務を命ずる 技手 嘉味田宗治 臨時任用の本職を解く 一九五九年四月十四日 主事補 山里 守正 社会局庶務課勤務を命ずる 阿嘉 良弘	技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 恒雄 技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新城 寛成	技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成 技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成	技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成 技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成	技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成 技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成	技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成 技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成	技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成 技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成	技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成 技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 新垣 寛成
六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 座波 常子 看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 伊豆味正吉 技手に任ずる 七級一号給を給する 宮古島測候所勤務を命ずる 嘉味田宗治	技手に任ずる 七級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 渡嘉敷正雄 技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一	技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一 技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一	技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一 技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一	技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一 技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一	技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一 技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一	技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一 技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一	技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一 技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一	技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一 技手に任ずる 六級一号給を給する 琉球氣象台勤務を命ずる 又吉 全一
者に指名する 期間は一九六四年四月十五日までとする 琉球電信電話公社法附則第二項により 琉球電信電話公社経営委員となるべき者に指名する 池宮 秀厚 琉球電信電話公社法附則第二項により 琉球電信電話公社経営委員となるべき者に指名する 期間は一九六四年四月十五日までとする 島袋 盛徳	琉球電信電話公社法附則第二項により 琉球電信電話公社経営委員となるべき者に指名する 期間は一九六二年四月十五日までとする 山内 康司 琉球電信電話公社法附則第二項により 琉球電信電話公社経営委員となるべき者に指名する 期間は一九六二年四月十五日までとする 津波古充清	琉球電信電話公社法附則第二項により 琉球電信電話公社経営委員となるべき者に指名する 期間は一九六二年四月十五日までとする 津波古充清 技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄	技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄 技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄	技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄 技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄	技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄 技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄	技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄 技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄	技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄 技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄	技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄 技手に任ずる 七級一号給を給する 八重山官林所勤務を命ずる 主事補 上里 良栄
書記 玉寄 操子 工務交通局郵便経理課勤務を命ずる 電話交換手 伊野波トヨ 那覇中央電話局勤務を命ずる 書記 長嶺 弘子 真和志郵便局勤務を命ずる 書記 宮里 栄子 車両管理所勤務を命ずる 書記 根路路俊子 六級七号給を給する 美栄橋郵便局勤務を命ずる 一九五九年四月十六日 電話交換手 上地つる子	書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝	書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝	書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝	書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝	書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝	書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝	書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝	書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝 工務交通局庶務課勤務を命ずる 書記 金城 利勝

看護婦 神谷 静江 九級七号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 徳元 久子 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	看護婦 西平 弘子 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	看護婦 山城スエ子 公衆衛生看護婦 看護婦に任ずる 六級五号給を給する	看護婦 砂川 秀 沖繩愛楽園勤務を命ずる	看護婦 仲地 竹子 宮古療養所勤務を命ずる	看護婦 山内 芳子 金武保養院勤務を命ずる	看護婦 伊礼 芳子 金武保養院勤務を命ずる	看護婦 平良八重子 金武保養院勤務を命ずる	看護婦 宮良千恵子 八重山療養所勤務を命ずる	看護婦 仲原 愛子 宮古南嶺園勤務を命ずる	看護婦 金城 幸子 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	看護婦 比嘉 達 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	看護婦 新垣 苗子 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	看護婦 玉城タマ子 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	看護婦 小浜 静子 琉球結核科学研究所勤務を命ずる
看護婦 志良堂スミ子 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	看護婦 玉城 和子 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	看護婦 山里 信子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 大浜美津子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 上間 貞子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 屋良 敏子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 山田フミ子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 大城 令子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 新垣 星子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 新垣 和子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 仲村 弘子 コザ病院勤務を命ずる	看護婦 山城 満江 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 折田 セツ 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 田場 峯 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 平良 久子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 長嶺スミ子 那覇病院勤務を命ずる
看護婦 翁長 久子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 山城 勝子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 八幡 朝子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 金城 藤子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 高嶺 澄子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 富里 スミ 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 宇座つね子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 平田江美子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 渡慶次秀子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 仲真 チエ 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 森山喜久江 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 本底志津子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 米盛エイ子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 西銘 博 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 富村 妙子 公衆衛生看護婦 看護婦に任ずる 六級六号給を給する	看護婦 田場 俊子 那覇病院勤務を命ずる
看護婦 宮里 範子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 翁長 汎代 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 当間 郁枝 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 保志門和子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 長嶺 芳枝 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 小塚 シズ 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 長嶺つる子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 又吉 正子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 崎浜 竜子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 宮城 重子 那覇病院勤務を命ずる	看護婦 親富担ヤス子 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	看護婦 名幸サチ子 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	看護婦 与那嶺順子 六級一号給を給する 看護婦に任ずる	看護婦 与那嶺順子 六級一号給を給する 看護婦に任ずる	看護婦 与那嶺順子 六級一号給を給する 看護婦に任ずる	看護婦 与那嶺順子 六級一号給を給する 看護婦に任ずる

沖繩愛楽園勤務を命ずる 看護婦に任ずる 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	山城 安子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 金武保健院勤務を命ずる	崎根 武子	八重山療養所勤務を命ずる 看護婦に任ずる 六級一号給を給する 八重山療養所勤務を命ずる	大底 栄	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球精神病院勤務を命ずる	山城 千代
看護婦に任ずる 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	比嘉 安子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 金武保健院勤務を命ずる	喜屋武ミホ	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 宮古南静園勤務を命ずる	譜久村新子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球精神病院勤務を命ずる	平安名春子
看護婦に任ずる 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	永吉 玉子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 金武保健院勤務を命ずる	小橋川澄子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 宮古南静園勤務を命ずる	上村 英子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球精神病院勤務を命ずる	永山美代子
看護婦に任ずる 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	城間 理江	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 金武保健院勤務を命ずる	中村ミホ子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 宮古南静園勤務を命ずる	金城 米子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球精神病院勤務を命ずる	金城美智子
看護婦に任ずる 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	石川美津子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 金武保健院勤務を命ずる	大城ヨシ子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 宮古南静園勤務を命ずる	砂川千恵子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 名護病院勤務を命ずる	高江洲玲子
看護婦に任ずる 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	中島 節子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 金武保健院勤務を命ずる	米原 正子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 宮古南静園勤務を命ずる	下地 ヨシ	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 名護病院勤務を命ずる	大城ミチ子
看護婦に任ずる 六級一号給を給する 沖繩愛楽園勤務を命ずる	長崎 ハル	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 金武保健院勤務を命ずる	名幸美代子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 宮古南静園勤務を命ずる	玉元 克子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 名護病院勤務を命ずる	西原 文子
看護婦に任ずる 六級一号給を給する 宮古療養所勤務を命ずる	香川 智子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 八重山療養所勤務を命ずる	与那原ナミ	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる	饒平名ヒデ	看護婦に任ずる 六級一号給を給する コサ病院勤務を命ずる	後原 栄子
看護婦に任ずる 六級一号給を給する 宮古療養所勤務を命ずる	前田 清子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する		看護婦に任ずる 六級一号給を給する	川端 トヨ	看護婦に任ずる 六級一号給を給する	

コザ病院勤務を命ずる	石川 栄子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	具志堅初枝	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	普天間ヨネ子	六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる	宮城 昌生
看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ病院勤務を命ずる	稲嶺ヨシ子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	八幡 明子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	与古田ヨシ子	主事補に任ずる 六級一号給を給する 北部工務出張所勤務を命ずる	新垣 良雄
看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ病院勤務を命ずる	津波古好子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	横井夕起子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	池間マツ子	主事補に任ずる 六級一号給を給する 労働局職業安定課勤務を命ずる	一九五九年四月十七日 書記 岸本 孝一
看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ病院勤務を命ずる	我那覇芳子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	山内 敏子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	上間 敬子	主事補に任ずる 六級一号給を給する コザ登記所勤務を命ずる	砂川 功
看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ病院勤務を命ずる	大城キヨ子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	知花 愛子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	一九五九年四月十六日 琉球政府公務員法第二十七条により臨時の職員に任用する 主事補に任ずる 六級一号給を給する 北部工務出張所勤務を命ずる	比嘉 康夫	四級一号給を給する 軍用地関係事務所勤務を命ずる
看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ病院勤務を命ずる	新屋敷米子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	福里留美子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	来間 清典	翻訳官に任ずる 六級一号給を給する 沖縄刑務所勤務を命ずる	石守 仲宗根雄一 一九五九年四月十八日 池原 盛元
看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ病院勤務を命ずる	大城 静江	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	仲松ツル子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	奥間、高	土地借貸評価委員会運営規則第九條により土地借貸評価委員会書記を命ずる	喜名 景男
看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ病院勤務を命ずる	喜屋武正子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	徳中智恵子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる	主事補に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる	課長 島袋 慶輔 土地借貸評価委員会幹事を命ずる	砂川 朝道
看護婦に任ずる 六級一号給を給する コザ病院勤務を命ずる	金城 安子	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 那覇病院勤務を命ずる		主事補に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる	中真 敬子	土地借貸評価委員会運営規則第九條により土地借貸評価委員会幹事を命ずる	

0396

[illegible]

土地借貸安定法第四條により土地借貸 評価委員会委員に任命する 大城 毅	法制審議会設置規程第三條により法制 審議会委員を委嘱する 日給二弗九二仙を給する 一九五九年四月二十四日	徴税官 上原 康宏 外人税務署勤務を命ずる 徴税官 川崎 保 那覇税務署勤務を命ずる	郵便集配員 城間 正一 願により休職を命ずる 期間は一九五九年九月二十四日までと する	一九五九年三月二十五日 書記 比嘉根千蔵 巡回裁判所へ出向を命ずる 一九五九年四月二十七日	書記 浜元 朝輝 願により本職を免ずる 重機運転手 久保田善輝 願により本職を免ずる 一九五九年四月三十日	○人事委員会 一級一般事務職 上江洲繁統 願により本職を免ずる 一九五九年四月三十日	琉球政府人事委員会 職階係長 大城 吉正 給与係長に併任する。 一九五九年五月一日 琉球政府人事委員会	○治安裁判所 裁判所書記官 伊計 安雄 上間 泰信 臨時的使用の本職を解く 一九五九年五月四日	裁判所書記官に任ずる 七級一号給を給する 那覇治安裁判所勤務を命ずる 上間 泰信 裁判所書記官に任ずる 七級一号給を給する コサ治安裁判所勤務を命ずる 一九五九年五月五日	公告 肥料取締法(一九五二年立法第四十 八号)第六條の規定に基づき左記のと り、肥料を登録したので、法第十三條 の規定により公告する。 一九五九年五月十二日 行政主席 当間 重剛	一、登録番号 輸第七十三号 二、肥料の名称 甘蔗用化成肥料 三、保証成分量 全窒素一二・〇%内 アンモニア性窒素一二・〇% 全燐酸六・三% 内可溶性燐酸 六・〇%内水溶性燐酸五・七% 全加里四・〇% 内水溶性加里 四・〇%	四、輸入業者の住所及び氏名 那覇市宇古波蔵二八四番地	琉球農業協同組合連合会 会長 山城 榮徳	公告 肥料取締法(一九五二年立法第四十 八号)第六條の規定に基づき左記のと り、肥料を登録したので、法第十三條 の規定により公告する。 一九五九年五月十二日 行政主席 当間 重剛	一、登録番号 生第九十九号 二、肥料の名称 甘蔗配合四号 三、保証成分量 窒素全量一三・一% 内アンモニア性窒素一三・一% 燐酸全量六・〇%内可溶性燐酸 六・〇% 内水溶性燐酸五・八% 加里全量二・五% 内水溶性 加里二・五%	四、生産業者の住所及び氏名 南風原村字津嘉山一四八八番地 琉球製糖株式会社 社長 宮城 雅典	登記公告 ○支配人選任 一、支配人の氏名住所 国頭郡名護町字名護式百七拾七 番地 屋部 文蔵 一、主人の氏名住所 中頭郡北中城村字島袋四百参拾、 七番地 伊波 喜正 一、登記事項 一、支配人の氏名住所 国頭郡名護町字名護式百七拾	七番地 屋部 文蔵 一、主人の氏名住所 中頭郡北中城村字島袋四百参 拾七番地 伊波 喜正 一、主人の營業 石油販売業 一、支配人の用ユベキ商号 プラザ給油所 一、支配人を置キタル場所 コサ市宇山里式百参拾五番地 右記一九五九年四月参日登記	○合名会社設立 一、商号 沖ゲムサービス合名会社 一、本店 コサ市宇山里式百八番地 一、登記事項 一、商号 沖ゲムサービス合名会 社 一、本店 コサ市宇山里式百八番 地 一、目的 各種遊技機の販売修理並 びに貸付及び之に附帯す る事業 一、代表社員の氏名 比嘉 政信 一、社員の氏名住所出資の目的及び 履行をなしたる部分 コサ市宇山里式百八番地 一、金式千五百弗也 全部履行 社員 比嘉 政信 コサ市宇山里式百八拾七番地 一、金式千五百弗也 全部履行 社員 仲村 兼勇 中頭郡宜野湾村字普天間四百参 拾四番地 一、金式千五百弗也 全部履行	一、金式千五百弗也 全部履行	一、金式千五百弗也 全部履行	一、金式千五百弗也 全部履行	一、金式千五百弗也 全部履行
--	---	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---------------------------------------	---------------------------------	--	--	---	---	--	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

社員 仲村 兼吉

那覇市之大道参百拾六番地

一、金貳千五百弗也 全部履行

社員 岸比久 文

右記九五年四月七日登記

○株式会社変更

一、商号 株式会社南陽相互銀行

一、支店 コザ市字胡屋干参百八拾壹番地

中頭郡嘉手納村字嘉手納式

百九拾参番地

一、登記事項

一、壹九五八年拾壹月貳拾五日資本の総額並に参株の金額を左の通り変更した。

資本の総額 金拾万弗也

参株の金額 金壹万弗也

一、壹九五九年参月貳拾日各株に付金拾六、六七仙也宛払込を完了したるに付、各株に付払込みたる株金額を左の通り変更す

金壹万弗也

右記九五年四月拾参日登記

○株式会社変更

一、商号 沖縄製塩株式会社

一、本店 中頭郡美里村泡瀬区千四百貳拾六番地

一、登記事項

壹九五七年貳月拾貳日通達に因り本店を左の通り変更した

本店 中頭郡美里村字泡瀬千四百貳拾六番地

右記九五年四月貳拾貳日登記

○合資会社設立

一、商号 合資会社具志川タクシー

一、本店 中頭郡美里村字美里六百参拾七番地

一、登記事項

一、商号 合資会社具志川タクシー

一、本店 中頭郡美里村字美里六百参拾七番地

一、目的

(一) 一般乗用旅客自動車運送事業
(二) その他右に附帯する一切の事業

一、代表社員の名 久高 将順

一、社員の名住所出資の目的価格及び履行をなしたる部分及び責任

中頭郡具志川村字字堅五百五拾貳番地

一、金六百五拾弗也 全部履行

一、金六百五拾弗也 全部履行

中頭郡具志川村字柴野比貳拾四番地

一、金六百五拾弗也 全部履行

無限 村浜 興友

一、金六百五拾弗也 全部履行

無限 田仲 康明

一、金六百五拾弗也 全部履行

無限 兼城 賢市

一、金六百五拾弗也 全部履行

無限 大城 朝英

一、金六百五拾弗也 全部履行

無限 大城 朝英

一、金六百五拾弗也 全部履行

無限 大城 朝英

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 宮平 孝喜

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 座間味良男

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 福原兼三郎

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 金城 珍春

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、金六百五拾弗也 全部履行

有限 比嘉 義雄

一、本店 中頭郡北谷村字砂辺参百六拾五番地

一、登記事項

右記九五年四月拾五日社員大城修は

総社員の同意に因りその持分の内、

金八百参拾参弗参拾参、参参参仙を

社員新崎次郎に、金八百参拾参弗参

拾参、参参参仙を社員比嘉柳吉に各

々譲渡して退社し、社員新崎次郎、同

比嘉柳吉は各更に金四百貳拾貳弗也宛

を、社員大城金造は更に金壹千貳百

五拾参弗参拾参、参参参仙を各々

出資して各その持分を次の通り変更

した

一、金貳千九百貳拾貳弗也 全部履行

新崎 次郎

一、金貳千九百貳拾貳弗也 全部履行

比嘉 柳吉

一、金貳千九百貳拾貳弗也 全部履行

大城 金造

右記九五年四月拾八日登記

以上

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

コザ登記所

発行所

行政主席官房文書課

ひかり印刷印行